

## 総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年11月6日(月) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 谷口隆明
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 島田虎往総務部長 定光浩二管財課長 大山祐一管財課管財係長
6. 傍聴者 1名
7. 会議に付した事件
  - 1 所管事務調査について
  - 2 その他

午前9時56分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。会議におけます写真撮影、傍聴、録音録画を許可いたしております。また、谷口委員から欠席届が出ております。

### 1 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 それでは、協議事項ですけれども、所管事務調査につきまして、まず指定管理者制度の総括について協議します。本日は、関係事案説明のため執行者に出席いただいております。今回は指定管理者制度の総括について、現状を把握することが目的ですので、委員の皆さんからいただいた質問に沿って進めていきます。それでは委員長から質問項目について話をしますので、そのあと御回答ください。よろしくお願いいたします。まず、指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものである。令和5年3月14日の福山議員の一般質問において、現時点における総括をと問いました。執行者の総括について検証したいということで質問が出ておりますので、1項目めですけれども、住民サービスの向上については、開館時間の拡大、利用時間の延長など、利用者の利便性の向上、利用者ニーズに合ったサービスの充実が求められている。また、自主事業等の実施によって、利用者のサービスの向上につながっているとの答弁がございました。その内容についてどのようにお考えなのか、まず、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。課長。

○定光浩二管財課長 指定管理者制度の総括についての調査会でございます。指定管理者制度の調査については、昨年度の7月の調査会でも庄原市の指定管理のマニュアルである指定管理者制度の運用についての説明ですとか、視察、研修等の取り組みをしております。委員さんも変わられていますので、冒頭少し指定管理者制度の基本的なところを申し述べまして、先ほどの質問へ回答します。庄原市の指定管理者制度の現状です。指定管理者制度は、地方自治法の改正により、これまでの管理委託制度が廃止され導入された制度です。従来の制度との大きな変更点としては、法的性格として公法上の契約関係から指定という行政処分になった点、また、その相手方の要件として、いわゆる三セクや公共

団体、公共的団体に限定されたものが民間事業者や任意団体等にも拡大された点、そして、市の権限であった公の施設の使用許可について、指定管理者に行わせることができるようになった点などがありまして、本市においては、第1期行政経営改革大綱に基づき推進しているところです。また、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもので、三つの基本方針に基づいて導入をしているところです。その基本方針の一つ目でもありますように、先ほど御質問の件です。住民サービスの向上が挙げられています。開館時間の拡大ですとか、利用時間の延長など、利用者の利便性の向上や利用者ニーズに合ったサービスの充実が図られていること。また、飲食の提供、各種イベントや講座など、工夫を凝らした自主事業等の実施により、利用者のサービスの向上につながっていることなどがこの住民サービスの向上の内容です。1点目の質問は以上です。

- 桂藤和夫委員長       ただいま課長から御説明いただきましたけれども、質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。福山委員。
- 福山権二委員       何回も聞くのだけれども、今当委員会も指定管理者制度の総括について考えようと思っているので、ずっと議論をしてきました。それで一般質問でもそういう総括を聞いたのだけれども、今の課長の説明は、令和4年2月10日に総務委員会資料として管財課の課長から公の施設の指定管理者制度導入運用について、平成17年8月の地域振興部企画課、平成24年の10月の庄原市管財課から一部改定したということでこういう資料が出ている。基本方針も書いてあるし、今の説明はこのことの説明だと思うのですが。総括といった場合に当時指定管理者制度が新しくできた、今言われたように、運用について指定管理者制度が国の規格によって変わったので、これに基づいて庄原市も指定管理者制度を活用しようという考えで始めたということなのだけれども、もっと言うと、初めの指定管理者制度は三日市保育所から始まりましたよね。三日市の場合は、総合サービスとして受けたのではなかったですよ。まず第1に始めたのは、保育所の現場で、動機は別にしても、庄原市の管理者がほぼ中心となって運営し、行政とほぼ同じ対応で、全く行政とは違った、行政よりも質が低下したサービスをするのではなくて、よりすばらしいものにしていこうという発想でやったわけですね。だから、当時とすれば、民間活力の導入よりも少し違ったニュアンスがありましたよね。当時、民間活力の導入という指定管理者制度を導入しなくてはならない根拠がありましたよね。総合サービスをつくってから、つくった動機は、いわゆるその総合サービスの会社が当時も今でもそうだけれども、庄原市の部長とか、庄原市の行政をコントロールする、責任を持っている管理者が全部入っていて、庄原総合サービスをつくって、庄原市が活用する財源を投入して、100%の出資をして、社長は庄原市長か。取締役か。何しても市長も入っている。要するにそれからどンドンどンドンふえたわけですよ。指定管理者制度をどンドン入れて、もう今、自治振興センターでいうと22カ所、保育所でいうと8カ所か、112の指定管理の施設の中で、それだけで30ぐらい占めていますよね。要するに、当時、どンドンふやしていった、議会もそれを認めたのだけれども、この中山間地の中で、いろんな産業部門、企業能力も含めて、庄原市の行政の中にあるさまざまな分野で、指定管理者制度を活用したほうがいいと考えた根拠があるではないですか。国がこのようにしたからするのではなく、本当に民間活力があると考えてそのようにしたと言うなら、そのことも言えるし、発足から今日まで、全ての指定管理者制度の導入には、庄原市行政が直営するよりすばらしい能力が至るところにあるので、それを活用

して、庄原市の行政サービスレベルよりもハイクラスのサービスができるのだということがないといけないわけです。当時、そういうことを考えた根拠。今も続いているのかどうかの判断というか、総括。それが聞きたいわけですよ。だから、委員会の中でも地域によっては保育所部門で直営に返すところもあり、庄原市の例えば保育事業などをするときも、保育などは民間ではそう簡単にはできないと。庄原市内でいえば、あちこちに民間の保育所があって、その中にハイレベルな保育所があるときに、そこを導入しようということであると、導入する根拠がある。そういうことですよ。だから今もこれを継続していることについて、あと庄原市で指定管理していないのは、分野で言うと、変な話が小・中学校とか支所とか、していないところはほとんどないぐらい。112 の分野を見ると、相当の分野でスポーツ施設も文化的な施設もほとんど指定管理。主要なものは全部やっています。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 福山さん、一つに絞って話をしよう。全体の話をしよと思われているのか。保育所のことについて話をしようと思っているのか。どれかに絞ってしないと答えるほうも大変だと思うし、聞いているほうもよくわからなくなるから絞ってくれ。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 この問題を今絞って議論しようと思っているのだけれども、総括の視点について見ているのですよ。保育所のことを総括してくれとか、自治振興センターの指定管理を総括するというのではなく、行政として、指定管理者制度を導入しようと考えた動機、その条件、今はその条件がどうなっているのかについての総括視点ですよ。そこらをまとめて説明をお願いしたいと思うのですが。

○桂藤和夫委員長 課長。

○定光浩二管財課長 御質問にお答えします。指定管理者制度以前の当初、旧庄原市で指定管理が始まって、自治法については、平成 15 年の改正で、この指定管理者制度ができました。指定管理者制度については、先ほど言いましたように導入方針を定めておまして、住民サービスの向上ですとか、経費の節減を図る、それから設置目的をより効果的に達成できるといった基本方針に基づいて導入を進めていると。総括という点につきましては、この制度の導入について、平成 18 年に行革の諮問、答申に基づいて策定された行革大綱においても、事務事業の民営化に積極的に取り組む方針を定める中で、その下で公の施設の運営に当たり、施設の目的・性質等を考慮して、地方自治法に規定する指定管理者制度による管理運営が適切であると判断をした施設について導入をしてきていると。その総括については、行革の審議会の答申等においても、サービスの向上、事務事業の効率化、維持経費の縮減など、一定の成果・効果が得られているという評価も行っております。それが現在まで継続しているということです。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 だからいつもそのように聞くのだけれど、指定管理者制度を導入しようと言ったのは、庄原市行政の主体的な判断ですよ。国の制度も新たにできたので、指定管理者制度を使うかどうかは庄原市行政の判断で、責任は庄原市行政の判断にあった。もちろん議会に全く責任がないとは言わない。それを提案するとき、通常この制度は、民間活力の導入でよりすばらしい効果が得られるのだという判断のもとにするわけですよ。そのときに、指定管理者制度を導入したほうが、行政が直営するよりもサービスを向上できると判断した根拠があるではないですか。そのことが今も継続してずっと続いているのか。ラ・フォーレ庄原でも令和 3 年 12 月 16 日の企画建設委員会の議案第 163 号で

指定管理者の指定について議論し、なぜ新しくするのに1年の財政執行予算でいいのかとか、5年間必要ではないのかとか、さまざまな議論があつて3対3になつたのですよね。最後は当時委員長だつた桂藤委員長の賛成で決まつたわけですよ。そこまで、議会とすれば、指定管理者制度について、いろんな思ひがあつたわけですよ。それは決まつたのだけれども。指定管理者制度を導入するだけの根拠、市内のさまざまな状況、市政の力量、そこらも含めて、指定管理者制度という新たな制度を導入する動機が行政にはあつたわけだから、その庄原市政としての判断、導入する動機、それが今のところどのようになつてきているのかをきちんと示されないと総括にならないと思う。担当委員会がどうこうということは別に問題ではないので。

○桂藤和夫委員長 課長。

○定光浩二管財課長 指定管理者制度の導入の動機ですけれども、先ほど、答弁しましたとおり、指定管理者制度の導入については、基本方針でありますとか、判断基準ですよ。総合的に判断をしていく基準も決める中で、それについては昨年度も、指定管理者制度の導入・運用についての中でも説明をしていることですが、それと変わらず、その方針に基づいて導入施設の判断をしていると。先ほど話がありましたラ・フォーレ庄原ですとか、そういった新規で指定管理を導入する際は、先ほどの所管の常任委員会でも、経過やその導入の方針等を説明しながら進めています。

○桂藤和夫委員長 部長。

○島田虎往総務部長 先ほど、指定管理者制度を導入した経緯や目指すところのメリットについては、課長から全て説明がありました。ただそういう中で、1番目にあがつているサービスの向上とコストの削減。これが大きな柱ではあるのですよ。同じサービスを提供するのであれば行政がやるよりは民間のノウハウを使う中でコストを抑えていただくと。コストが同じぐらいしかかからないのであれば、できるサービスを民間の知恵を使ってやっていただく。両方が実になって出れば1番いいのでしょうけれども、今はどちらか、サービスがほぼ一緒であればコスト削減、コストが変わらないぐらいであればサービスを、という中で、それぞれの種類の施設ごとに、当然全てが同じ基準とはいきませんから、仮に保育所であれば国が示した保育指針に基づく取り組みを市が募集要項や仕様書で示して、最低限やってもらうところは決めさせていただいていると。そういう中で、さらに指定管理者のほうで職員配置について、特に指定管理者のところは看護師まで設置して病気対応ができるようにということもあり、これは行政ではしていなかつたところで、今の公立保育所でも看護師設置はしていませんから、進んだ取り組みをされています。場合によっては、延長保育の時間なども市のほうは保育所の設置条例等で開所時間等一応決めています、協議がある中で、指定管理者は土曜日の延長保育をさらにもう30分延ばすとか、というようにサービスの部分で充実されているところもあります。他の施設でいきますと、サービスの同じ貸し館業務、施設を管理していただくので変わりませんけれども、その中でもさらに経費をこういう形で削減するといったところで成果を出されている部分もあります。そういう取り組みをしていただく中で、先ほどありました行政改革審議会等でも、その辺を評価いただいて成果が出ているので、指定管理については、引き続き取り組んでいくべきだという御意見をいただいています。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 当委員会で、指定管理者制度の総括を再検証しようと思つた動機は、決して庄原市の行政がもともとこの制度について、活用が不十分だとか、間違つているということではなくて、今

庄原市行政の中で本当にそれが有効なのかどうか。本当に行政として、議会として責任を持っていることになっているのかという立場から、私自身としては、もう一遍検証してみようではないかと。かつて1番多いときには指定管理は180幾らあった。今112になっているわけですよ。見てみると、ほとんど全分野で指定管理が広がっていて、見方によっては、行政が庄原市の市民生活のいろんな重要な部分を、教育を除いて、言葉は悪いけれど、ほとんど全部丸投げしているように見えるという人もいますよ。要するに行政管理がどこまでできているのかということもあって。民間活力の導入と今言われたのですよね。今聞いていると、結局庄原市行政は財政を抑えろと。できるだけ財政を抑えて、民間に委託して、公的管理でやるよりも成果を出してもらおうと。だから今でも続けるというふうに思うのですよ。だから、指定管理者制度を活用して財政は安くなる。ものすごく評価がいい、と果たして言えるのかどうか。そこの総括を具体的なもので、例えば保育所はどうだったのか。保育所もきちんと全部できているから、高野みたいに途中で指定管理者がいなくなるようなことはない。そういうことも起こってきているので、本当に庄原市行政が指定管理をきちんと点検チェックしているのかという疑問があって、松江とか津山に行ったのですよ。全く体制や考え方が違うので。どうなのかという疑問があるのでさらに聞いているのですよ。

○桂藤和夫委員長 課長。

○定光浩二管財課長 導入することによって、市が責任を放棄しているような印象を受けるという御質問だと思うのですが、指定管理者制度、これは指定の施設の管理権限を委任して、利用料も徴収できてという、そういう権限を与える行政手続の一つになります。あくまでも施設の所有者は庄原市で、当然、包括的な管理責任は市にあるので、指定管理者制度を指定管理者に任せたから市は知りませんということは絶対にありません。先ほど視察先の話も出ましたけれども、視察先においても、この制度の趣旨を踏まえて、導入する施設については今後も検討していきたいと言われていたと思います。そこは同様だと思いますし、導入することによって効果が得られる施設については積極的に導入していくと。これは行革の方針が現在もありますので、その方針にのっとって対応はしていくと。チェック体制ができているのかという点につきましては、当然、個別の施設ごとにきめ細かく行っています。業務委託とかよりももっと細かい確認作業、またモニタリングの件でも詳しく説明いたしますけれども、個別施設ごとの総括というのは、各指定期間満了時、また指定期間中におきましても、モニタリングですとか、利用者の満足度調査ですとか、随時、指定管理者との連携ですとか、そういうもので、年度初め、年度中途、年度末にチェックをし、その結果や、その間の連携も踏まえてかわる中で、取り組み状況については、結果をまとめたものの公表もしております。庄原市においては、視察先に遜色ないぐらいのきめ細かい執行管理をやっていますので、指定管理者制度にすることで、市の責任を放置しているようなことは全くございません。そこだけは御認識いただければと思います。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 (1) について福山議員の御質問で、私が聞いている限りでは、まず初めにこの指定管理者制度を導入するときの動機・根拠が今も守られているのかというところが大元の質問だったと思います。私の理解でいうと、執行者側としたら、ここに書いてあるように、サービス向上、利用者ニーズに合ったサービスの充実、利便性の向上を図ることを目的とするというのが、指定管理者制度を導入する根拠であると認識してまして、その質問に対しての答弁としては、その目的はほとんど達成しているという総括になるということで間違いないでしょうか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○定光浩二管財課長 まとめていただいたとおりです。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 今そういう課長の質問答弁ありましたので、あえて言うのだけれど、そういうことでまとめるなら、全く問題ないのですよ。課長もそう言われる、そういう言い方でいいなら。ただ例えば指定管理を、保育所なら保育所ですときに、公的サービスではこれが限界だと。だが民間活力を導入すると、公的な関与ではできない部分がこれだけあると。これを民間でやってもらいたい。同じ予算でやってもらいたい。そういう提案はほとんどない。よりサービスを向上することだけで今言われている。だから庄原、あるいは、三日市も川北もそうだけれども、公的な関与ではできないところが、庄原市の国の保育指導方針の中ではこれだけある。これをもっと民間活力を導入する、民間活力の中身はこうだけれども、それを活用するほうがこれだけいいのだと。やってみたらやはりすごいではないかとなるのなら、総括になるのです。法的にオーケーしているとか、モニタリングしたらよかったとかいうことではなく、庄原市行政の方針、庄原市行政の保育所のサービスをより充実させようという思いがあるのなら、この制度を使ったらいいのだと。その判断は、指定管理制度を使うか使わないかは行政の判断ですから。行政判断の理由が、こういうサービスがオーケーになる、やってみたらこうだった。今の部長が言われたように、例えば、看護師とか土曜日でも延長できるとか、そういうことは絶対に行政はできないので、民間にしたらできるのだと。直営ではできない項目がこれだけあると。これを克服するためには、民間委託をしてやってもらうのだと。しかも、より安くしてもらうのだから、これほどいいことはないではないかという説明ですよ、そのことの根拠を出して話をしたほうがわかりやすいのではないかと思います。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 そのことについてはその次の質問につながってくるということではないのか。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 いつの間にか自治振興区も指定管理になっているのではないのか。どこまで指定管理にしようと思われているのかを聞きたい。いつの間にかあれもこれも全部指定管理になっているので、指定管理がいい悪いは別として、サービスの向上のためにしておられるのと、経費の削減と行政でできない部分。さっきの言葉の中でも丸投げと言われたけれども、そういう問題も含めて、幅広く指定管理にされて、少し減っていると聞いている。ここも指定管理かというのが結構あるので、特に今ふと思ったのが自治振興区はいつごろから指定管理になって、それこそどのようにされているのか。自治振興区で働いている人は本当に低賃金で働いていてぶつぶつ言われているのを聞くのですよ。だからそのあたりはどういうふうに考えられているのか。満足してやられているなら問題ないと思う。そこはどうか。

○桂藤和夫委員長 部長。

○島田虎往総務部長 自治振興区、自治振興センターの話で、どうも皆さん、自治振興区等へ支出している交付金含めて全て指定管理のイメージをお持ちなのですが、建物の施設を管理する部分が指定管理で出ているので、それぞれの自治振興区が活動される、職員さん含めての賃金や活動費は別の交付金で出ている。取り組みをされる内容によっては当然介護サービスや、住民の方の見守り等、そういう福祉分野の部分も含めて、交付金の中で動いている部分と別の補助金をもらわれている部分と委

託料をもらわれている部分があります。市が出している指定管理は施設管理部分ですので、当然、その施設管理の中で、夜に利用される申請受付、許可、鍵の受け渡し、この辺りは指定管理の中で出ていますけれども、市がわざわざ許可をしてということではなく。そういう中で動かれていますから、振興区でされていることが全て指定管理の業務、というのは違うのだということをよくよく御理解いただきたいです。数の話も出ていますが、以前はそれぞれの地域にある集会所、これも市の施設だった部分がありますから、旧町時代であると町の施設にはなりますけれども、使うときにいちいち市へ連絡して許可を取っていたのを、指定管理にして地元で申請を受け付けるようになり、管理をきちんとしてくださいということで始まったときに180、200近い数字だったと。ただ実際は使われる方が全て地元を中心に使われるので、地元移管ということで地元へ、その施設等を含めてお渡ししてきたため数が減ってきている、そのあたりを御承知おきいただきたいです。

○桂藤和夫委員長 何かほかにありますか。坂本委員。

○坂本義明委員 一市民として聞いている話の中では、市の職員が保育業務に携わるとコストもかかるし、賃金も高いので、民間へ委託したと。民間の人が扱うので、賃金も安くて、サービスも1歳から3歳までみてもらえるし、時間延長もしてくれるし、それが市ではできないのでよかったというふうに思うのですよ。賃金も安い分、職員をたくさん抱えてやっておられますよね。だから、そのあたりをしっかりとPRしたほうがいいのではないですか。十分にやっていると、看護師もいると。市の施設には看護師がいないので、そのあたりをしっかりとPRして、こういうことについては、前と比べて進んでいますよと。今後はこういうところにも力を入れていこうと思っているというふうに総括したらいいのではないかと思うのだけれども、どうなのか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○定光浩二管財課長 指定管理者制度導入によるサービスの向上ということで、保育所におきましては、先ほど提示をいただいたように、開館時間の延長であるとか、利用時間延長、それからなかなか市のほうでは配置が難しい専門スタッフといった、より効果的に達成できる、サービスの提供の向上という取り組みの中身、これをもっとPRしたほうがいいのではないかとということです。そういったところは十分説明をします。また、それ以外にも指定管理により、地域の雇用拡大ですとか、人材育成、地域の活性化など、行財政運営の効率化といったような指定管理の成果もありますので、それらは機会を通じてしっかりと説明をしていければと思います。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 保育士さんの問題があります。市の場合は保育士を集めるのに大変苦勞しておられるけれども、民間へ渡していたら、そういう面も民間の活力の一部として、保育士を養成することもできると思う、知恵を働かせれば。役所とまた違う意味合いで、職員の確保ができると思うので、そのあたりもサポートしながら進めてほしいなと思う。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。副委員長。

○坪田朋人副委員長 先ほど坂本委員さんの答弁があったときに具体的な例をいろいろ述べられたのですけれども、最初に委員長が質問項目を出させていただいた答弁の中に書いてある、聞いたような内容しか答えられていなかったのですよ。開館時間がとか利用時間がとか、ニーズに合ったサービスの向上がとか、自主事業がとか、そういうところの答弁しかなかった中で、坂本委員さんが聞かれたときはもっと詳しく答弁をされていた。その内容について今回質問したのですけれども、触れられなく

て、答弁を終わろうとしていたので、気になっていた。指定管理をしていただいている民間業者の内容については全て把握されているのですか。どういうことがサービスの向上につながっているのかという、努力している面についてとか、具体的にこういうものがありますみたいなのは把握されているのですか。それとも把握されていないからこういう大ざっぱなものしか答弁として出てこないのか、どちらなのか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○定光浩二管財課長 個別に指定管理者施設も多種多様でございますけれども、先ほど申しました進捗管理、成果の確認でありますとか、そういった報告につきましては各施設の所管部署が詳しく把握しています。管財課としても、総括的に制度全般の把握に努めておりますし、確認、結果等も公表する中で把握をしています。

○桂藤和夫委員長 部長。

○島田虎往総務部長 管財課長が最初に申し上げた部分のメリットというところですよ。これは全体を見る形になりますから、当初から何目的で設置した、そこを繰り返し申し上げているのは否めないと思っています。ただ、さっき言ったように、施設ごとに当然サービスの向上部分も全て違いますし、経費削減部分もそれぞれの施設ごとの状況を踏まえながら、その指定管理者が努力をされている部分によって成果が出ている部分も違います。その施設ごとで、この施設についてはどうかというところは、それぞれ指定管理を導入する段階のときにこれまでやってきた業務と、指定管理者制度を導入するに当たってどこにメリットが出てくるのか。経費の部分であるとか、もしくは人員配置部分であるとか、サービスの向上部分であるとかというところを吟味する中で、議会へも報告して取り組んできました。導入当時と比べれば、導入目的も含めて、この点がというのは出てくると思います。しかし、ずっと続けていると、申し訳ない言い方ですけども、それが当たり前で、人員の配置もきちんとしていただいて、市で設置すれば2人か3人しか置けないところを5人ぐらい置いて作業されているところもありますし、さまざまだと思いますので、年数を経過すればそれだけメリット部分がどこにあるのかを詳しく言えるかと言えば、担当課はなかなか難しいと思います。導入前のこれまで行政がやってきたサービス、経費削減部分とそれ以上のところがどうかというのは、当然、所管部署で、また同じ種類の施設でも幾分違ってくる部分もありますから、そのあたりは出てくると思いますけれども、管財課として総括的に話ができる部分については、導入目的に掲げた、こういうメリットがありますというところが達成できていますという言い方しかできない部分がありますので、そこは御容赦いただきたいです。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 ありがとうございます。今話を伺った中で疑問に思ったところは、導入当初と比べて改善すれば、管財課としてはそこまでしか言えないみたいな話だったのですけれども、それから時間がたっているわけではないですか。基本的に民間業者も、市役所もそうですけれども、PDC Aサイクルをまわして、よりよいものにしていきますみたいな話が基本的にはあると思います。しかし、導入当初から1回変わりました、それでオーケーですという話に聞こえてしまって、1回改善してもらったら、もうこれ以上の改善がないみたいな話に聞こえたので、その辺をよりよく、どんどん向上しているのかというところは、管財課として把握されているのか、どうなのかをもう1回お願いします。



○桂藤和夫委員長 部長。

○島田虎往総務部長 指定管理者の制度を導入して、5年間の指定管理期間を基準にしています。更新時、5年間の募集をするときに、市として取り組んでいただきたい部分については、募集要項や仕様書で示して募集、指名をします。指名をされた業者、公募の場合は応募された業者は、それらをもとに、新たな取り組みも含めて提案されて応募されますので、そのあたりを審査会で審査の上、同じ指定管理料の中でここまでされるのだということも確認しながら進めています。私の説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、これまでの市がやっていたところとの比較というのは、その導入当時と、今度は期間中でいくと、業者が提案される部分の中での審査なり改善点ということになると思います。同じような施設であっても、指定管理者が違えば提案される観点・部分も改善される部分も変わりますので、提案していただきながら、またそれも毎年実績報告をしていただき、5年間のうちでありますと、2年目4年目でモニタリング調査をして評価表も出していただきますし、利用者のアンケート調査を集計したものを毎年出していただくことで評価をしていることを御承知いただきたいです。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。ないようですので、1の項目についてはこの程度にとどめまして、二つ目の質問事項ですけれども、経費の節減については、行革の中で17年から21年までの間で累計効果額が6億円程度出ているとの答弁が、福山議員の質問の中でありました。その内容について御説明ください。課長。

○定光浩二管財課長 それでは、2点目の管理運営コストの削減についての御質問でございます。先ほどありましたように3月の一般質問で答弁いたしました効果額のことについて説明します。3月の一般質問で、17年から21年度までの累計効果額は6億円程度と答弁しました。この点については、平成22年に取りまとめられました庄原市行政経営改革大綱の実績として報告された数字でございます。指定管理者制度の導入など、公の施設の管理運営形態の見直しの取り組みによる効果額を申し上げたものです。経費の節減については、導入後、社会情勢等も変わる中で、数字をはじきだして現在の同じサービスと直営を比較するというのが現時点ではなかなか困難な状況ですけれども、指定管理料の積算に当たりましては、毎年度におけます社会情勢や施設を取り巻く状況、物価や賃金の状況、そして経費節減効果なども考慮して定めております。指定管理料積算基準がございまして、これに基づいて適切に積算し執行しております。庄原市の指定管理施設を、合併以降かなり多く指定して、もうだいぶ年数がたってしまっていて、その間、物価の上昇や消費税率の改定など、経費の増減は当然起こっていますけれども、そこらの社会全体の変動や上昇については、指定管理者施設に限定したものではありませんので、当初申し上げました、導入に伴う効果額は今も続いていると考えています。

○桂藤和夫委員長 ただいま説明がございましたけれども、関連質問のある方は挙手の上発言をお願いします。福山委員。

○福山権二委員 指定管理者制度の総括という流れで、今の説明では平成20年の大綱の取りまとめ、行政改革のときに、この指定管理者制度を活用した中で6億円程度効果額が出ているというのは、行政の支出が減っていることの集約だと思いますから、その中身について、6億円の効果が出ていることについての資料は、管財課として全体の指定管理者制度を実施した中で、6億円という数字がはじき出された根拠と記録はあるのですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○定光浩二管財課長 先ほど申し上げました数字については、平成22年11月に取りまとめを行ってお

ります庄原市行政経営改革大綱の実績として、報告、公表されている数字でして、その中の指定管理者制度の導入による公の施設の管理運営形態の見直しの取り組みによる効果額ということで報告されている数字です。行革の中で取りまとめられた実績を申し上げます。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 委員長、その分の資料を、もう議会にもらっているかもしれないけれども、平成22年11月の資料は、求めれば、公文書だから議会にももらえますか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○定光浩二管財課長 もう既に公表されている資料です。

○福山権二委員 できれば資料要求してほしいのですが、もし皆さんがオーケーされたら。

○桂藤和夫委員長 もうホームページに載っている。それでよろしいですか。ホームページで。ほかに関連質問ございませんか。ないようですので、この程度にとどめまして次の質問事項に移ります。業務執行に関して、定期的なモニタリングの実施などを通じて、管理運営並びに効果的・効率的なサービス提供が適切にされている状況を確認し、その結果を公表しているとの答弁がございましたけれども、モニタリングの概要等についての説明をお願いします。課長。

○定光浩二管財課長 モニタリングについての御質問にお答えいたします。モニタリングは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認するとともに、利用者にとってよりよい施設となるために、指定管理者が実施した業務を総括し、今後の指定管理業務の改善等に資するために実施しているものです。平成26年度に策定したマニュアルに基づいて取り組んでおりまして、その結果については、ホームページへも掲載し公表しています。モニタリングの詳しい内容についてですが、まず、指定管理者が行うこととしては、業務の中間報告と自己評価を作成して、上半期終了時点で、当初の事業計画に対して実績はどうかということを確認し、それまでの業務評価を行うと。次に、年度終了時点も同様に当初の事業計画に対して実績はどうだったかを確認して、1年間の業務の評価を行うものです。また、利用者からの満足度調査等も実施します。今度市側は、あらかじめ指定管理者と協議して、管理運営の基準を定めたチェックシートを作成し、それに基づいて上半期の終了時及び年度終了時に業務の確認をするという作業を行います。チェック項目としては約40項目ございまして、大きな区分で言いますと、運営業務、それから職員配置、保守管理、危機管理、清掃業務、利用者対応、個人情報保護などの項目を細かく点検するような中身となっております。指定管理者が提出されました自己評価、利用者の満足度調査の結果、市側のチェックシートによる業務の確認、それらをまとめて最終的にモニタリングレポートということで、各所管部署において施設の1年間の総合評価を行うというものです。モニタリングの取り組みについても、マニュアルを整備する中で適正な管理を行い、継続して行っていると。その結果も公表しています。以上です。

○桂藤和夫委員長 ただいま説明を受けましたけれども、関連質問のある方は挙手の上発言をお願いします。國利委員。

○國利知史委員 このモニタリングなのですけども、これ指定管理者全部毎年やられているということですか。課長。

○定光浩二管財課長 モニタリング対象施設を決めておりまして、現在の指定管理者施設は112ございましてけれども、現時点でモニタリングの対象としているのは43施設。特に市民利用の頻度の高く、不

特定多数が利用する施設を対象として、モニタリングを行っています。

- 桂藤和夫委員長 國利委員。
- 國利知史委員 不特定多数の方が多く利用されるということで、もちろん保育所もそうだと思いますし、自治振興センターとか、そういった形になるということですか。
- 桂藤和夫委員長 課長。
- 定光浩二管財課長 保育所ですとか、ふれあいセンター、先ほどの交流拠点施設、市民会館、体育施設、そういった多くの方が利用されるような施設を対象としています。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 保育所もモニタリングの対象に入っているのか。
- 定光浩二管財課長 なっております。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 モニタリングの実施は、指定管理者制度を導入する際のどの分の条例で義務づけられているのか。
- 桂藤和夫委員長 答弁。係長。
- 大山祐一管財課管財係長 モニタリングについては、当初導入した以降で国が進めた制度になりますので、庄原市ではマニュアルに沿って運用しておりますけれども、指定管理者へは、協定書、仕様書の中に定めて、それを必須項目として指定管理者に義務づけています。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 モニタリングをやって、それぞれ項目があつて、これがどういう評価基準になるかという客観的な基準の数値とか回数とか、そういう基準を決められているのですか。
- 桂藤和夫委員長 課長。
- 定光浩二管財課長 先ほど大項目ということで申し上げましたけれども、基準を定めて、チェック項目を定めて、マニュアルでそういったものも細かく整理する中で取り組みを進めております。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 その基準を書いたものは資料としてもらえますか。
- 桂藤和夫委員長 課長。
- 定光浩二管財課長 請求をいただければ、問題ないです。
- 桂藤和夫委員長 他の委員の皆さんも請求につきましてオーケーですか。それでは資料をお願いいたします。福山委員。
- 福山権二委員 指定管理者モニタリング評価表を出されていますよね。その中に、評価としてDとかBとかAとかあるのですよね。それぞれ基準があると言われたから、それを見たらわかるのだけれども、その中で、評価がAからDまであるのかな。それで、おおむね適正に管理されているという評価もあるし、適正に管理されているという表現もあるのです。おおむね適正と適正、ほかに表現があるのか。不適正があるのか。その判断基準がどこかにあるのなら、それを教えてもらいたい。あと評価理由の中に、改善事項として改善する点を書いている。その点は、次年度に課題として明確に指定管理者に通知して、1年間とかその実績をきちんとチェックできているのですか。
- 桂藤和夫委員長 係長。
- 大山祐一管財課管財係長 先ほどのおおむね計画どおりという点につきましては、評価の基準の中で、

計画と比較して何%達成できているかという視点を持って評価をしております、80%達成できているならば、おおむね計画どおりという表現で、評価としてはBの評価を行うという基準になっております。先ほどの改善を要するという部分につきましては、計画と比較した基準でいきますと、40%以下の実績になった場合に、要改善、評価でいうとDの評価となります。こちらの改善事項につきましては、指定管理者へ別途改善指示等で改善する内容について通知をいたしまして、その対応についても確認をしているところです。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 ここが、40%できてない理由を把握して、それは克服できると。したがって来年度はきちんとやれよということを示して、その改善を求めている中身については、次年度にきちんと再点検して、改善ができるかどうか確認して進めているということですね。

○桂藤和夫委員長 係長。

○大山祐一管財課管財係長 こちらのもとなる数字は、指定管理者から出た事業計画書の数値が基本となっておりますので、もともとできると示されたものですから、その達成については80%以上達成してくださいというのが市としての取り組みになっております。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 そのことは、管財課の範疇ではないですね。ここで聞くのどこまで聞いていいのか。保育所のことを聞いて、それは答弁できないと言われたら終わりだから、制度のシステムとして聞いているわけで。

○桂藤和夫委員長 部長。

○島田虎往総務部長 今、福山議員が言われたように、モニタリング調査等についても、トータルとして総括的なところを管財課が国等の指針も踏まえる中で策定し示しております。そういう中で、それぞれ所管部署のところへ出てきますから、所管部署で出てきた報告書等を踏まえて評価をしている。当然、できているものについては引き続きやってくださいとなるのですが、指摘事項の中で幾らか課題等が出てきた部分は、口頭もしくは文書で改善等の命令なども出させていただきます。それを踏まえて、指定管理者は翌年度、取り組みをされる中で、当然翌年度の年度末の報告には、そこがどうなったのかというのは出てきますけれども、年度中途においても、特に保育所のように子供がかかわる部分は1年間放っておくわけにいかないこともありますから、もう1カ月で対応できたかどうか。どうなっているのかも含めて、月々の確認もするといった取り組みは、それぞれの部署でしているという報告を受けています。改善されているもの、もしくは引き続き取り組んでいただかなければいけないところについては、また翌年度に指摘をしていくという形になります。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 事業者さんに行うモニタリングは、この計画についてはうちではこれぐらいできているなという、その事業者さんの主観でやられていると思うのですが、例えば、本当にできているのかといったときに、事業者さんはできていると言うけれども、実際はそうでもないということもたまにあるのではないかと思います。その意味でも、利用者さんへのモニタリングを行って、総合的に判断するという認識でよろしいですか。利用者さんへのモニタリングというのは、事業者さんへの項目と似通ったようなモニタリングをしているのかということはどうなのですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

- 定光浩二管財課長      もちろん指定管理者の自己評価もございますし、利用者側のアンケート調査等によっても評価をいただいて、またそれを受け取った市での評価もありますので、それをトータルして、最後、モニタリングレポートをつくっております。1部分だけの評価ではなくて、総合的に利用者も市も含めた評価ということでまとめております。
- 桂藤和夫委員長      ほかに関連質問はございませんか。福山委員。
- 福山権二委員      管財課としての対応でいうと、指定管理者制度にかかわる契約については、さまざまな担当課が関連しているので、例えば、保育所の指定管理を保育所の実績がほとんどない会社がやるときに管財課が決めるわけではなく、現場の保育を担当する児童福祉課が、実績がなくてもここでいいのだという結論を出せるのか。
- 桂藤和夫委員長      課長。
- 定光浩二管財課長      指定管理者の選定につきましては、担当課ではできません。選定審査会という機関を経て、また市長の決裁を経て、それでやっと候補者ということになり、最終的には、議会議決をいただいて決定するという流れですので、担当課が選定するという制度にはなっていない。先ほど申し上げたような流れで選定しています。
- 桂藤和夫委員長      福山委員。
- 福山権二委員      例えば保育所を指定管理にするとときに、保育所業務については担当課が責任を持っているわけで、その担当課が保育について実績がない会社に対して、ここでもいいのだと決めることは普通できないことですよ。
- 桂藤和夫委員長      係長。
- 大山祐一管財課管財係長      指定の手續に関しましては、条例と条例施行規則に詳しく定めがありまして、先ほどの御指摘の点でいきますと、庄原市、公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の第2条第3項に、募集によらず、指定管理者を選定することができる場合の規定がございます。導入・運用についての18ページに資料を載せておりますので、そちらをごらんください。1号から4号まで公募に対して申請する団体がないとき、または、公募をした結果、指定管理者として選定される団体がないとき、当該施設の性格、規模及び機能等を考慮し、市が出資している法人、公共団体、公共的団体、地域の住民団体または公益活動等に従事する市民団体が管理することにより、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、利用者の利便性の向上が図られると認められる場合、こちらの規定に沿って、基本的には、現在の市の指名による指定管理者の決定を行っております。こちらの基準をもとにしているのですけれども、先ほど言われたような保育の実績がない団体を指名することはこれまでもないですし、今後も、そういった提案は施行規則等にしながらも難しいと思います。
- 桂藤和夫委員長      ほかにないようですので、この程度にとどめさせていただき、次の質問事項に移ります。この質問につきましては本日欠席の谷口委員からの話でございます。指定管理者制度導入時には10年、20年すれば保育費の軽減が図られるとの説明を受けたが、実際には、子供の数は減っているのに保育費がどんどん上がってきている。財政効果が本当にあったのかということで、合併当初は東城とか庄原北の施設整備等があるので、保育にかかる費用は12から13億円程度でしたけれども、現在は14億円程度になってきています。その辺について、本当に経済効果があったのかどうかという視点からの質問でございます。それにつきまして御答弁をお願いしたいと思います。課長。

- 定光浩二管財課長 谷口議員さんの試算によりますと児童数減少の中で保育所経費が増加している、という御指摘でございます。今回資料もいただいておりますけれども、試算されている金額については予算計上されている保育所経費を拾われています。この保育所経費の中には、施設整備や修繕にかかる費用ですとか、児童数の増減によらず必要となる経費もございますし、また、合併当時と今ではもうかなり年数もたっておりますので、物価高騰ですとか、人件費を算定するのに用いていた公定価格ですとか、賃金上昇による影響ですとか、それから職員の配置基準などもまた変更となっているため、さまざまな要因が含まれています。一概にこの予算額のトータルの額だけで増減を申し上げることは難しく、また、導入当時と現在では、そもそもの取り組み内容も変化している状況ですので、そのあたりのところについて、見解を述べることもなかなか難しい状況でございます。
- 桂藤和夫委員長 坂本委員。
- 坂本義明委員 見てわからないのですが、どういうふうに解釈したらいいのか。保育費と、委託費。委託費というのは何を指しているのか。委託費だけふえてきているから。保育費としてはほとんど変わっていない。前と同じぐらい。1億5,000万から4,000万。
- 桂藤和夫委員長 課長。
- 定光浩二管財課長 谷口議員さんの試算なのですが、数字を見させていただくと、保育所費の予算額のトータルから委託料の金額を純粹に拾われたのかなということで、保育所費トータルの中には、今の整備費用ですとか、その分以外の経費も含んでおりますので、このトータルだけではなかなか判断が難しいということで先ほど言ったような答弁になったのですけれども。
- 桂藤和夫委員長 坂本委員。
- 坂本義明委員 委託費とは何を指しているのか。本人がいないからわからない。
- 桂藤和夫委員長 課長。
- 定光浩二管財課長 この内訳については、指定管理料もありますし、それ以外の直営の委託料もありますし、委託料といってもいろんな業務委託がございますので、そういったものも含んでとにかく予算書に上がっている委託料の数字を拾われたものかなと拝見しました。
- 桂藤和夫委員長 他に関連質問はございますか。副委員長。
- 坪田朋人副委員長 この質問に関しては財政効果があったかどうかというところだと思うので、その点に関しても具体的な説明があればいただきたいです。
- 桂藤和夫委員長 課長。
- 定光浩二管財課長 経費の節減がどうなっているかという意味合いの御質問だということは理解しております。先ほどの指定管理導入の効果については、先ほど申し上げました行政計画大綱、これは保育所以外も含めて、いろんな施設トータルで指定管理施設における効果額ということで、先ほど17年から21年までで6億円程度と申し上げましたけれども、そういった導入時点で節減が図られていると。導入以降につきましては、毎年、実績をもとに指定管理料も積算していきます。一旦導入してからは、それをスタートラインとして、適正に増減を図って、先ほどの積算基準に基づいて算定していきますので、予算トータルで言いますと、今の物価変動ですとか消費税の関係ですとか、いろんな要因で増減は出てくると思いますが、指定管理部分だけに着目しますと、先ほど言いました効果額を確認して、それが現在も続いていると認識しております。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 数字だけ見てしまうと、その財政効果が本当にあったのかみたいな話になってしまうので、そこがわかりやすくなれば、もっときちんと効果がありましたと見た人がぱっとわかるのかなと思います。もっと見た人がわかりやすい、中身を知っていれば、ここはこうなのだよというのが多分わかると思うのですけれども、その数字だけあったときにも、見えるような補足や見やすい方法などがあれば、ありがたいと思うので、その辺もし可能であればよろしくをお願いします。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。ないようですので、次の質問事項に移ります。令和5年3月20日に総務常任委員会所管事務調査報告書を議長に提出し、先進地との比較により浮き彫りとなった課題として、制度の運用に係る全庁調整について、指定管理者候補者選定審査会への外部委員の確保について、指定議案の審査に必要な議会説明資料の提出について、求めていくべきとまとめましたけれども、そのことについて執行者のお考えをお聞きしたいと思います。まず1点目は、制度運用に係る全庁調整についてです。よろしくをお願いします。課長。

○定光浩二管財課長 令和5年3月22日に報告されました総務常任委員会の所管事務調査でございますけれども、これにつきましては、令和3年度4年度での調査経過ですとか、調査内容が整理されたもので中身も拝見しています。この報告書の中で、課題、あるいは、御提言ということで整理をされている内容について、真摯に受けとめるとともに、今後の制度運用に当たっての大変貴重な御意見であると考えております。今後とも指定管理者制度の目的が効果的に達成されるように、引き続き、見直しが必要な点について検証を進めるとともに、本市の取り組み内容や考え方等につきましても、しっかり説明を行いまして、共通認識のもとで制度運用が図っていただけるよう努力していきます。まず1点目、御質問いただきました制度運用に係る全庁調整についてです。庄原市におきましても、庁内の全部長を構成員とする庄原市指定管理者候補者等選定審査会を設置する中で、行政経営改革大綱や、指定管理者制度導入に係る基本方針に基づきまして、制度の導入を行う施設の仕様書ですとか募集要項、指名理由などを審議しまして、候補者の選定審査を行っております。こういう審査会での審査結果につきましては、全て副市長、市長等へも報告し、また場合によっては、審議会で再審査、審査基準の見直し等も行うなど、そういった手続き、全庁調整を図っております。最終的には市長決裁により、指定管理を行う施設及び候補者が決定されて、議会へ議案提出、議決を得るといったような流れで、全庁調整を図っているところです。

○桂藤和夫委員長 質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。質問ございませんか。副委員長。

○坪田朋人副委員長 聞きもらったのかもしれないのですけれども、制度の運用にかかわる全庁調整が指定管理者候補者選定審査会でやられているということですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○定光浩二管財課長 指定管理全般について、この基準の見直しですとかそういったことも審議いたします。指定管理者制度のトータルの審議を行う会議です。

○桂藤和夫委員長 ほかにありませんか。次の項目に移らせていただきます。指定管理者候補者選定審査会への外部委員の確保についての執行者の考えをお聞きしたいと思います。課長。

○定光浩二管財課長 次に2点目の指定管理者候補者選定審査会の外部委員の確保についてです。本市におきましては、庄原市指定管理者候補者選定審査会設置要綱の規定に基づき、部長及び施設所管課長、室長を委員と定めておりまして、外部委員は入れておりませんが、要綱の規定の中には、必要に応じて委員以外の職員、外部の学識経験者等の出席を求め、説明や意見を聞けることとなって

おります。昨年、視察に行かせていただいた自治体におきまして外部委員を入れられている状況も見させていただきました。いずれも、庄原市と比較して大規模な都市ですので、人口規模、あるいは選定する事業者の状況が異なっていることも、そのあたりの違いが多少出ているのかなと思っております。本市におきましては、指定管理者では、市内事業者、公契約条例にも掲げておりますけれども、市内事業者や地域団体を基本としており、外部委員につきましては、指定管理者制度や公の施設に係る全般的な見識があるということで、全案件において、応募者と利害関係がなく恣意的にならないなど、人選の面でもいろいろと困難性があるため、先ほど申しあげました委員構成となっています。参考までに全国の外部委員の導入状況についてですけれども、指定管理者制度を導入しております都道府県や政令指定都市など、規模が大きい自治体におきましては、外部委員が出られるケースが約8割と非常に高い状況ですが、それ以外の市町におきましては、外部委員を入れられる割合というのは、ほぼ半々ぐらいです。そこらの委員の導入、委員の選定につきましては、各自治体の状況によって異なっているのかなと考えております。

○桂藤和夫委員長 関連質問ある方は挙手の上発言してください。福山委員。

○福山権二委員 よく行政は、全国的な傾向とかを調査してみると、大規模なところはそれなりに外部委員を入れるけれども、小規模なところは入れていないという比較。したがって、庄原市も入れていないことに妥当性があるというような意見の集約というか、自治体のことを決めるのに、そういう決め方はあるのだけれども、外部の意見を聞くまでもないというふうにも見える。いろんな指定管理をこれまでやってきて、執行者の部長級、副市長たちだけで決めるということについては、方法も含めて、市民がどう思うかに対する庄原市独自のリスク管理もあると思うので、そこについては改善の余地はないのですか。例えば、こういう施設の指定管理を決めようと思うのだけれども、関心のある人が委員に公募するというので、何回行っても市民に関心がないから仕方ないということならいいが、庄原市がそういうふうに市の管理者以外の人を入れるか入れないかの判断基準がよくわからないというか、明確な態度がないのではないかなと思います。人口が少ないところはしなくもいいという基準になっているわけでもないし、より市民合意の中で進めたいという、議会に言って議会がオーケーするのだからいいのではないかとさえそれまでだけれども、そのあたりについてはどのような感覚なのですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○定光浩二管財課長 先ほどの全国の状況については、参考ということで申し上げましたけれども、よそがこうだからこうなのだというのは当然理由にはならないと思います。現時点で庄原市の委員構成は、審査会の設置要綱で定めておりますので、それにしたがって、また、今の庄原市の状況から言いましても、市内事業者中心に指定管理者を選定しているという状況です。大規模な都市であれば、募集範囲が県内であったり全国であったり、かなり広範囲な募集をされる場所もあって、そこらの違いもあるとは思いますが、現時点で庄原市としては、この委員構成で適切に審査をできると定めています。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 場合によっては職員以外の外部委員を入れる場合もあるという規定があると言われますけれども、例えば、どういう場合のときに外部から委員を招聘しようという、基準はあるのですか。

○桂藤和夫委員長 課長。



○定光浩二管財課長 細かく規定というのは、こういった場合はこうですというところまではございせんけれども、この設置要綱の中で、必要に応じて、そういった方の出席を求めて説明や意見を聞くことができるという、その程度で定めております。あとは審査会の中で、これはもう少しこういう意見を求めたほうがいいのではないかというような意見が出れば、審査会で判断をされて、ケースによってはそういった意見を求める場合もあるということです。

○桂藤和夫委員長 部長。

○島田虎往総務部長 今、審査会の委員長は総務部長になっていますから、審査会を取り仕切らせていただいているという状況になっております。これまで先ほど課長から話があったように市の審査会において、必要があればということで他の委員さんを招聘したことはないとは伺っているのですが、あわせて、市が今、指定管理者等を募集しているのは市内の団体であったり企業であったりが中心ですので、地域的なところの判断はそれぞれの部長がそれぞれの観点から見てくれれば判断できるのではないかとこのころはあります。ただ、会計的にこれまでに会社として企業として取り組まれている団体の会計上、要点は説明等いただいて確認はしますが、どうしても確認ができないような不明瞭なところになってくれば当然、会計士等の御意見をいただく必要が出てくると個人的には思っています。また、市内の団体以外に枠を広げて公募することになってくる場合に、他の市町で取り組まれている状況等を聞かなければいけないようなことがあれば、関連の行政機関から来て、そちらの取り組み状況を報告いただくということも出てくるのではないかと思っていますし、何らかの問題等があった場合には、関係者の御意見もいるのかなと個人的には思っています。現段階では、先般、高野保育所が以前の指定管理者がもうしんどいということで、地域が設立された会社で新しく公募する中で応募されて審査をしましたが、それ以外については、おおむねこれまで取り組みをされている団体等が募集をされています。客観的に他の業務等、また地域活動等の情報も仕入れる中で、それぞれの部長等もそういう情報を持っていますから、そういう全般的な中での市内の業者なり団体であれば、判断ができるのではということで、今は他の外部委員を入れていません。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 高野の指定管理についても議会に提案されて、能力が適正であるという評価をされたからオーケーと。現実には、それは危険だということがあれば、当該の指定管理者の状況についてはずっと把握されて、これはどうなのかということについて、議会の責任があるので、常時、議会の担当委員会に情報提供するということをしないといけないと思う。指定管理者の募集に関して指名でいいと言うけれども、その点についてぜひかわりたいと議会が思った場合に、この総務委員会がそういうふうな決議するとか、あるいはいわゆるその全体の議会の中で議決ではないが、議会がそういう希望を出した場合には、執行者はこういう対応をしましょうと、外部の誰かを入れましょうという動きは、執行者としては検討をされますか。議会がそういうふうな意思表示したら。

○桂藤和夫委員長 部長。

○島田虎往総務部長 議会で外部委員を入れろということを議会の決定事項で議決なり、附帯決議等されれば議論する必要はあるかと思えます。ただ先ほど言いましたように、どういう観点で議会が必要と思われるのかという部分を明確にさせていただく必要があります。現在、指定管理をお願いしている、もしくは公募で受け付けている業者も、市内の業者を中心にしていますから、どういう経営状況であるのかというところの決算書等も提出いただいて、指定管理の状況の体制がとれるかどうか

含めて審査を行っています。外部委員にこだわられる部分が、どの観点のところをもっと審査する必要があるということでは言われているのかわからないのですけれども、議会から出てくれば、議論なりまた内部決裁をとっていく必要は出てくるのかなと思います。繰り返しになりますが、現段階で言いますと、仮に市内の方を外部委員として入れるにしても利害関係者等々の関係もありますし、利用者の観点でも、利用者のアンケート調査等をそれぞれの施設でされています。言い方が悪いですが、合う合わないではアンケート調査もかなり厳しいことを書かれている方もいらっしゃるかもしれませんが、もうすごくいいので今のままを継続してくれというような形のアンケートもございます。どういう委員を選定するかということも、また多様な施設が毎年、ことしは保育所、来年は体育施設というような形に決まれば別ですが、年間通して多いときは30ぐらいの指定管理審査をするようになりますから、その施設ごとに委員を変えるのもどうかという部分もあります。今の体制でこれまで問題なく進めてきていますから、必要があれば2回目3回目の委員会も同じ一つの指定管理でやることもありますので、現段階ではそういう形で、現状が問題なく行われているということでは、問題ないのかなと思っております。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 今の部長の答弁でいいのだけれども、議会も指定管理を決めるときの附帯決議を出したり、一般質問を繰り返したりしている。議会は議案として出されたものを可決してきた経過もあり、責任は同等にあります。部長が言われる、いわゆる執行者としての妥当な判断と、議会が少しずれる場合もあり、全部ではないけれども、議会がこの件はやはりこうだということがあれば検討するという意味合いも答弁されましたので、それはそれで今後の対応として考えていこうと思っています。よろしくをお願いします。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。ないようですので、次の質問事項に移ります。指定議案の審査に必要な議会説明資料の提出についてということで、執行者のお考えをまずお聞きしたいと思います。課長。

○定光浩二管財課長 御質問にお答えをいたします。指定議案の審議に必要な説明資料の添付についてです。本市におきましては、地方自治法の規定による議決が必要な事項につきまして記載した中身を議案としております。これまでも同様な内容で提出してきているものです。選定に必要な資料として考えられるものとするれば、公募する施設の、こういった施設でどういう業務があるのかといったようなことだと思うのですけれども、募集要項ですとか、仕様書、それから審査基準、審査結果も含めまして、詳細な資料については、全て公表しております。現時点では、改めて議案提出に当たって、施設ごとのそういった参考資料を添付するということとはしていませんけれども、指定管理を新規で導入する必要が出てきた施設ですとか、そういった、特に変更が大きい中身につきましては、事前に各施設を所管します常任委員会へ所管部署から、管財課も同席をし、導入に係る経緯ですとか、そういう導入をしようと思う理由ですとか、そういった説明は別途行わせていただいていると思っています。審査会の中身につきましては、要綱の規定により非公開となっております。なかなか選定資料全てを公表するという点については、昨年、視察に行かせていただきました市町でも同様の扱いをされておりまして、非公開とする理由としましては、提案内容には著作権、特許権、その他事業者が保有する特別なノウハウも含まれることが想定されるからです。それから、事業者の経済活動以上の地位、財産、その他の利益を害する恐れがあるためということもありますし、また、会議における委員の率

直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れもあるということで、その審査会の中身、資料については非公開ということで、これについては庄原市情報公開条例にも該当するものということで取り扱いをしています。しかしながら常任委員会からの御指摘が昨年度もございますし、この点につきましては、他市の状況も参考にさせていただく中で、より審議していただきやすい方法ということで、その資料の添付についても研究をしていければと思っております。

○桂藤和夫委員長 関連質問ある方は挙手の上発言してください。福山委員。

○福山権二委員 今、課長の答弁されたことが、庄原市政の全般的な行政の姿勢だと思う。何が言いたいかというと、津山に行っても松江に行っても、どちらか覚えていないけれども、この指定管理の運用については、行政が相当緊張感を持って、指定するときも全て公募にしているとか、毎年そのチェックをして実績報告を受けるとか、行政の責任ある態度とやり方がうちより少し厳重かなと思っております。今言ったように、選定委員会の中身については非公開。しかし行政が決めた以上は、毎年すぐ点検しているということも、非常に厳しく受けたので、議会も含めて我々のところはどうかと。今のこの質問にあるように、もう少し中身を議会に出したらどうかというときには、議会は何が欲しいかと。出せるものは全部出すから、きちんと一緒に指定管理制度がうまくいくように、十分審議できるようにするから、必要なものを言えと。そんなに緊張して条例があるからということではなくて、議会が聞いたら全部出すと。個人情報保護条例に係るところまで聞かないから。そういうことを議会と執行者が行って、もう少しお互いに大きな制度を運用するとき、反省点があつて疑問点もあるから聞いているので、ぜひ研究してもらえたらいいのですが。議会が意見を取りまとめたら、ぜひ十分に対応してもらおうようによろしくお願いします。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 ないようですので、本日は執行者の皆さん本当にありがとうございました。御退席いただければと思います。貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

〔執行者 退席〕

○桂藤和夫委員長 それでは本日、財政運営についてという項目も挙げたかったですけれども、谷口委員が欠席のため、これを次回へ延期させていただければと思っております。谷口委員のお考えといたしまして、執行者を呼んで話を聞くよりも委員会内で、将来の財政のあるべき姿について議論を深めるほうが先ではないかということなので、次回、出席をいただいて、その中で財政運営については、次回の委員会で協議をしたいと思っております。よろしくお願いします。

---

## 2 その他

○桂藤和夫委員長 次に、その他のところへ行きますけれども、次回は指定管理者制度の総括につきまして、先進事例の共有を行いたいと思っております。10月2日の委員会資料で委員の課題意識をまとめておりますので、それを参考にさせていただいて、各委員におきまして先進事例を調査しておいていただければと思います。よろしくお願いします。事務局から説明をさせます。

○山崎啓介議会事務局議事調査係 10月2日の委員会資料をごらんいただければと思うのですが、こちらに9月5日までに出された議員さんの課題意識というのを10月2日に共有いたしました。委員の

皆さんの課題意識に沿った形で議論を進めていくことになると思いますけれども、もし視察を御検討されるのであれば、先進的な事例について視察をして本市と比較する中で課題を抽出していくというのが今後の流れになると思います。1例を申しますと9月5日の二つ目の枠のところに書いてあります。これは谷口議員さんの先ほどの御質問と同じ内容ですけれども、要は、保育所については、数年すれば財政的にも非常に効率的にできるという議論であったが、子供の数は減っているのに予算的にはふえているというところで、本当に財政的な効果が指定管理者制度の中であったのかどうかという御質問でした。簡単に私のほうで調べた中では、そういう財政効果について、よく調べていらっしゃる自治体もありまして、これは以前お示ししたのですけれども、7月27日の資料をごらんください。参考資料1の6立川市の例ですけれども、これの12ページをごらんください。13ページをごらんいただいで、指定管理者制度導入によるコスト削減額（率）というところで、年度ごとの削減率を調べていらっしゃる。24ページには合計額がまとめてありますけれども、こういった形で執行者が、コスト削減額がどのようになっているのかをしっかりとまとめていらっしゃる事例もあります。こういった形で、皆様に共有いたしました課題意識の中で主要な課題というのをピックアップしていただいで、それについての先進的な事例を調べておいていただき、次回共有できたらと思っております。

○桂藤和夫委員長　その辺の御提案など、いろいろなものを出していただいで、みんなで議論をして総括に向けての展開をしていきたい。きょうの総括もしましょう。きょうの議論の中で、いろいろな総括的な御意見を承って、これからの総括に向けた取り組みにしていきたいと思っておりますけれども、御意見ある方。福山委員。

○福山権二委員　ラ・フォーレ庄原を決めるときに、附帯決議をしたということがあった。

○桂藤和夫委員長　附帯決議はその前ですね。

○福山権二委員　指定管理をするときには、十分にきちんとして。指定管理に関する質問も議会として大分回数もある。そういう意味ではきょう聞いた感想だけれど、庄原市行政として指定管理者制度を選択して、よりすばらしいものをしているのだという説明というか、構えではないけれども、例えば、道後山高原荘もこうだと。だから、そういう市の財政投入がないとできないのだとか。それから、自治振興センターの指定管理などは、これからはもう山内のRMOではないけれども、もう全部地域でやれということですよ。もう地域が活性化しなかったら、ここはだめになるよというのがありありと表れているので、地域が頑張らなければ…。市民と語る会に行ったのだけれども、議会は何をしているのか、どうしているのかというのがすごく出るわけですよ。それはそうだと思うけれども、議員だから余り言わないが、あんたら地域で何をしているのかと言いたくなるくらい。悩んでいるところは、うちはこれだけやったのだけれどもどうだろうか、ということがあるのはまだいいが、山内のことを聞かせてくれと言われて、自治振興区の取り組みがどれだけ主体的であるかというのを議会もフォローしないといけないし、行政もフォローしないといけない。自治振興区の活動がすごくポイントになっているので、そこらは少々金がかかっても出してもいいと思うのですよ。そういうことではなく、保育をどうするかとか、あるいはこのスポーツセンターどうするかというのは、指定管理者制度を導入したのなら、覚悟と決意をもって実績を伸ばすことをしないといけないと思うのですよ。だから市議会が聞いたら、何でも出してやるぐらいの度量がないといけないと思うのだが。

○國利知史委員　いまの自治振興センターの働き、地域がどれだけ頑張ってるかということころはすごく重要だと僕も思うのです。福山さんも僕も山内だから、今、地域ぐるみでそのあたりも取り組んで

いて、まだ住民全員が一致した意見にはつながっていないのですが、山内に関しては地域でやっているという流れがあるではないですか。ただ、いつだったか議員控室で話をしたときに近藤議員が言われたように、そうやりたくてももうそういう元気がない地域もやはりあって、山内は三次にも近いし、やり方によっては、若い人もふえていて何とかいけそうだけれども、そうでもない地域もあるからすごく難しいという話をしたことがあって、確かにと思ったのですよね。だからそこを行政として、自治振興区にもっと頑張れと言うだけでは難しいところもあるのですよね。

○坂本義明委員 極端な話、人材がないから行政から人を出してくれというところもあるから。出してもらって、地域によっては。

○福山権二委員 本当にそうなのです。ただ方針として、自治振興区を活性化させないと地域がもたないというのは、庄原市行政が全部はできないと思っていると思う。庄原市の自治振興区をどう活性化させるかについては、指定管理にして金を投入してと、それはそれでいいのだけれども。あちこち行っても議会に対してすごく鋭い意見が出るけれども、それが地域のまとまった一つの声ではない。そのあたりのことも含めて、自治振興センターを指定管理するのはいいけれども、そういうような指定管理の仕方もあるし、保育所みたいなのところもあるし、みんな意見があるので、行政側がこういうふうに自信を持ってしているのだというものがなく、議会がオーケーしたからと言って…

○坂本義明委員 話の腰を折るようだけれども、前から取り組んできているでしょう。福山さんたちが、1個1個まで前は拾っていたのか。

○福山権二委員 教育民生のときには1個1個拾っていた。ここは総務だから、保育所については中身を言えないのですよ。だから難しい。契約の範疇で話をすると。

○坂本義明委員 いろんなケースがあるから、保育所みたいなケースもあるし、ラ・フォーレ庄原みたいなケースもあるし、自治振興区みたいなケースもある。聞いてみて、建物関係があって指定管理にしているのかという部分もあるし、そこらの何か、縛りがよくわからなかった。何で自治振興区が指定管理なのだろうと思った。おかしいと思った。関係ないではないかと。

○福山権二委員 それは自治振興区を指定管理にするときの執行者の説明と戦略的な思考と全体情勢の中で、これしかないと思ってしていることだと、それは何回も議論しているから、いまさらそんなことを言うのかという話になる。

○坂本義明委員 本当に知らなかった。昔の話ではないか。合併当時の話ではないのか。

○福山権二委員 合併当時ではない。

○桂藤和夫委員長 指定管理料と運営費と別ですからね。

○福山権二委員 自治振興区を指定管理にしようということは、そういう視点。振興区へ金を。役場があって、そこに職員がいたところを取り上げて、金をあげるからそこでやれと言うのだから金をもらって地域でやる。最近山内などは金をもらわず、各家庭から金を集めて自主的にしようという声まである。一部だが。自治会は集めているけれども。そういう意味で、自治振興区の役割がすごく重要になっているのは間違いない。

○坂本義明委員 実際、お金をもらわなくてもたくさん持っている。

○國利知史委員 市だけではなくて、国がもうそういう流れになっているから、農村RMOとかというシステムの導入を促進しているではないですか。

○福山権二委員 もうこれだけ過疎が進んで高齢化が進んだらもう行政がこのようにしろと言ってもで

きない。みんなでやるしかないから金を出してくると思うよ。あとは地域がどうするかですよ。大変だけれども。それで指定管理を進める執行部がどういうふうに指定管理を活用して地域を活性化し、庄原市を活性させるかというのがあれば、自信を持って言えはいいのだから。

○坂本義明委員 旧庄原と周辺部というのはもう認識が全然違う。

○福山権二委員 いやそれはもうその地域で考えればいいのだけれども。きちんとした公民館活動としてきちんとやっているところはやっているし。

○桂藤和夫委員長 人口が減っていますし、子供は産まれてないし。

○福山権二委員 議会も大事です。きちんと判断しないといけないのだから。

○桂藤和夫委員長 東城の新坂は一つの自治振興区で100軒ないですから。

○坂本義明委員 きのう祭りをして往生したからよくわかる。気の毒。階段上がりながら転がっているのだから。

○國利知史委員 そういう活動を先進的にやられているところを調べて、次回の総務のときに。

○桂藤和夫委員長 状況によっては相手を探して行きましょう。次回の日程の件です。通例でいくと第1月曜日なので4日になるのですが、7日に委員会で付託議案審査という日がありますので、7日にさせてもらえればと思っているのですけれどもいかがでしょうか。5日が定例会の初日なので、ただ付託議案審査がなければわざわざ来てもらうかもしれませんけれども、7日にやればどうかと思っております。わざわざ4日に来てもらうのもあれなので、7日の委員会があるかないかは別にいたしまして、7日に設定をさせていただいて、開会しようと思いがいかでしょうか。来月に限り。よろしく願います。1月も正月が入るのでそうなるかもしれません。7日の一応10時ぐらいからとっててください。また何かあれば通知させていただきます。以上で、本日の総務常任委員会を散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時59分 散 会

---

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長